

# 財団法人 骨髄移植推進財団 第11回 常任理事会議事録

日 時： 平成24年2月10日（金）17：30～19：20

場 所： 廣瀬第一ビル 2階会議室

出席理事： 理 事 長： 正岡 徹

副理事長： 齋藤 英彦、伊藤 雅治

常任理事： 加藤 俊一、小寺 良尚、佐々木 利和、鈴木 利治、橋本 明子

事 務 局： 木村成雄（事務局長）、大久保英彦（広報渉外部長）、小瀧美加（移植調整部長）、  
坂田薫代（ドナーコーディネート部長）、五月女忠雄（総務部、議事録作成）、  
塚谷典子（総務部）

陪 席： 1名

〔議 事〕

## 1. 常任理事会の成立の可否

会議開始時、構成員8名のうち7名が出席し、本常任理事会の成立が確認された。会議開始後、遅れて1名が参加した。

## 2. 議長選出

寄附行為第33条第6項の規定により、常任理事会の議長は理事長、副理事長又は常任理事の中から理事長が指名した者があたることとされている。正岡理事長が議長に選出された。

## 3. 議事録署名人の選出

議長から寄附行為第33条第7項で準用する第31条の規定による議事録作成のため、議事録署名人2名の選出が諮られ、全員異議なく加藤常任理事、佐々木常任理事を選出した。

## 4. 前回議事録確認

第10回常任理事会の議事録について確認し、全員異議なくこれを了承した。

## 5. 審議・確認事項（敬称略）

### （1）術前健診「適格」後の同時進行ドナーについて（第1ドナー以外のコーディネートの進行）

小瀧移植調整部長より、標題の審議事項について、以下の説明が行われた。

現在、第1ドナーの術前健診が適格と判定されると同時に、並行してコーディネートを進めていた他のドナーは全て終了となる運用を行っているが、第1ドナーについて、適格と判定された後、健康上又は社会的な理由によって、再度適格性を判断し直さなければいけないケースが若干見られる。このような状況で再判定の時期が不明確な場合、第1ドナー以外のドナー候補についてコーディネートを再開し、あるいは新規ドナー候補のコーディネートを開始し、第1ドナーと並行してコーディネートを進めることを、例外運用として認めていただきたい。これにより、移植スケジュールへの影響を軽減する可能性があると考えている。

以上の説明のあと、全員一致で原案どおり承認された。

(主な意見)

《齋藤》 適格判定後に再度判定を行うというのは、どのようなケースか。

《小瀧》 例えば、適格判定の後、ドナーが交通事故にあったようなケースや、家族の反対が明確になったようなケースである。頻度としては年に数例である。

## (2) 公益法人移行後の定款の変更(案)について

木村事務局長より、標題の審議事項について、以下の説明が行われた。

昨年 12 月 1 日に開催された臨時理事会・評議員会で新法人移行後の定款について変更案を承認いただいたが、その後の 12 月 4 日、公益認定等委員会の審査官から修正の指導があり、第 51 条第 2 項について以下のとおりに変更することとしたい。なお、これは軽微な変更で該当するため、理事会・評議員会での決議は認定の事後でよいという指導であった。

また併せて、第 41 条第 1 項第 2 号について「規則」の文言を「規程」に、第 43 条第 1 項について「ただし、前条第 2 項第 3 号により～」を「ただし、前条第 3 項第 3 号により～」と訂正することとしたい。

『第 5 1 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。理事長又は監事が欠席の場合は、出席した理事及び監事全員がこれに記名押印する。』

以上の説明のあと、全員一致で原案どおり承認された。

## (3) 公益法人移行後の規程について(新規)

木村事務局長より、標題の審議事項について、以下の説明が行われた。

新法人への移行にあたり、新法人の定款を補足する、以下の規程・規則を新規に策定することとしたい。

### ① 評議員会運営規則の要旨

第 3 条の(役員等の出席)について、法律上、理事の評議員会への出席義務の定めはなく、定款上にも定めていないが、監督官庁より理事が出席する方が望ましいとの指導を受けており、当財団としては、理事長、副理事長、置かれた場合の常務理事について、「やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない」とした。また、監事についても同様とした。財団の職員等については、「理事長、副理事長若しくは常務理事又は監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる」とした。

第 4 条の(招集権者)については、理事会の決議に基づいて理事長が招集することとなる。また法律上、評議員は理事長に対し、評議員会の招集を請求することができ、招集されない場合は東京地方裁判所の許可を得て招集できると規定されているので、

本運営規則で明確に定めた。

第 5 条の（招集手続き）については、法律に基づいて、第 2 項で「招集通知には、会議の日時、場所及び会議の目的事項を記載しなければならない」とした。

第 7 条の（議長）については、現行を踏襲して互選とした。

第 10 条の（理事等の報告・説明）については、「議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる」とした。補助者とは、第 3 条第 3 項で規定された財団の職員等である。

第 11 条の（説明義務者）については、「評議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う」とした。

第 13 条に（説明の拒絶）については、「理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる」とした。「質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合」等をその“理由”とした。

第 14 条の（決議の方法）については、「評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる」とした。ただし、定款の変更等、重要な決議については、「第 1 項に関わらず、次に掲げる決議は、議決に関わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行わなければならない」とした。

第 18 条の（議事録）については現行を踏襲し、議長と出席した評議員 1 名、及び理事長が記名押印しなければならないとした。

## ②理事会運営規則の要旨

第 2 条の（構成）については、「理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する」、「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない」とした。

第 3 条の（役員以外の出席）について、「理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる」としたが、これは職員等の出席を求めるということである。

第 4 条の（理事会の種類・開催）については、「理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする」、「通常理事会は、原則として 6 月及び 3 月の年 2 回開催する」とした。

第 9 条の（決議の方法）については、「理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる」とした。

第 10 条の（決議事項）について、「次の事項は、理事会の決議を経なければならない」として、定款と同様の内容を列挙した。また、重要な財産の処分等について、定款と同様に「理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない」とした。

第 11 条の（報告）については、「理事長及び副理事長、常務理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、毎事業年度において 4 か月を超える間隔で 2 回以上、理事会に報告しなければならない」とした。具体的には、6 月と 3 月の理事会に報告しなければならないということになる。

第 12 条の（議事録）については、「理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記

録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。理事長又は監事が欠席の場合は、出席した理事及び監事全員がこれに記名押印する」とした。

(主な意見)

- 《鈴木》 議事録署名人について、理事会運営規則では定款と同内容の記述となっているが、評議員会運営規則では異なった記述になっている。同じ意味に読めないこともないが、定款と規則は親子関係にあたるものであり、内容は親に合わせるべきだ。
- 《木村》 評議員会運営規則を定款の記述に合わせることにしたい。

### ③業務執行会議運営規則の要旨

業務執行運営会議は現在の常任理事会に代る会議体である。

第2条の(構成)については、「業務執行会議は、理事長、副理事長及び常務理事をもって構成し、理事長が必要と認めたときは、他の理事を加えることができる」とした。

第3条の(任務)については、「業務執行会議は、次に掲げる事項を協議する」として、「理事会から理事長及び副理事長、常務理事に委任された業務を執行するに当たり、必要な事項の協議を行う」、「理事会または理事長より付議された事項を協議すること」、「財団の業務運営の年間計画案を策定すること」、「法令及び定款において、理事会の専決事項とされているものを除き、財団の重要事項について協議すること」とした。法律上、業務執行会議では決議を行うことができないので、協議するとした。

第4条の(開催)については、原則として月1回の開催、原則として非公開とした。

第6条の(定足数)については、「構成員のうち、2名以上の出席がなければ、開くことができない」とした。

(主な意見)

- 《伊藤》 業務執行会議を常任理事会に代るものと考えれば、規則の中に会議や議事録の公開に関する条文がないが、大丈夫か。
- 《木村》 業務執行会議は理事会ではないため、決議を行うことができない。業務執行のために協議を行う場という位置付けであり、公開する必要はないと考えている。
- 《鈴木》 業務執行会議を公開での開催とし、議事録を公開するとなると、実質的に理事会ではないのかと疑義を持たれかねない。理事会という位置づけになると、毎回監事の出席が必要となるが、実際問題としてはとても困難だ。そういった観点から非公開にしたと考えている。協議事項について記載した議事録を公開するといったことは問題ないと思うが、これは実質理事会であるといった指導が入らないよう、特に最初は慎重に進めた方がよいのではないかと。公開することに反対なわけではないが、指導が入ってしまうのも困ると思う。
- 《佐々木》 あえて、非公開と謳わなくてもよいのではないかと。
- 《加藤》 これまでの財団運営の姿勢から考えると、公開としていくことが望ましい。
- 《伊藤》 ボランティア団体との関係や業務執行会議の位置づけを考えると、これまで傍聴という形で参加できていたものを非公開にするというのは、考え直した方がよいと思う。
- 《正岡》 それでは、原則非公開という文言を取ることにする。

#### ④監事監査規程の要旨

これは監事監査の細則を定めたもので、第3条の（職務）で、「監事は、理事の職務の執行を監査する」、「監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない」とした。

（主な意見）

《正岡》 監査というのは理事の監督だけを行うのか。

《木村》 従来と同様、業務監査と会計監査を行う。

《正岡》 理事の職務の執行とあるが、職務を執行できるのは代表理事と業務執行理事だけではないのか。

《木村》 「理事の職務」ではなく、「代表理事及び業務執行理事の職務」が正確と思われる。文言について検討したい。

#### ⑤アドバイザーリーボード運営規則

これは、新法人移行後に設置される新しい会議体で、第3条の（アドバイザーリーボードメンバー）で規定するように、「30名以内のアドバイザーリーボードメンバーをもって構成するものである。メンバーの対象者については、「以下の各号に定める者の中から、理事長が理事会の承認を得て選任する」として、第3条第2項に列挙した。

現在、ボランティア連絡会という会議体があるが、これを発展的に解消してアドバイザーリーボードに吸収することを予定している。

（主な意見）

《正岡》 アドバイザーリーボードの職務は何か。

《木村》 理事会や評議員会のような法律で規定された機関ではないので、何かを決定することはできない。骨髓バンク事業について、大所高所からご意見をいただく会議体である。第2条に（任務）として、記載している。

《齋藤》 マスコミ関係者はメンバーの対象者に入るのか。

《木村》 候補者がいれば、学識経験者として入る。

#### ⑥リスク管理規程の要旨

これは一般的な規定である。第3条の（定義）で、「この規程において「リスク」とは、財団に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した次の事象などを指すものとする」として、具体的リスクを列挙した。

第21条の（報道機関への対応）については、「報道機関への対応は、広報渉外部長の職務とする」こととした。

第22条の（届出）については、「所管官公庁への届出は、総務部長がこれを行う」こととした。

#### ⑦倫理規程の要旨

公益法人として、一般的な理念を文章化したものである。

#### ⑧職務権限規程の要旨

現在の当財団にも職務権限規程はあり、ほぼ同様の内容である。

第3条の（理事長）について、職務権限として、「基金等に関すること」を追加した。

第6条の（事務局長）について、職務権限として、「給与等の人件費の執行に関すること」を追加した。

第7条の（部長及び地区代表）については、従来、部長のみを対象とした条文だったが、現状に合わせて地区代表も対象として追加した。

#### ⑧公益通報者保護規程の要旨

これも一般的な規程である。

第3条の（窓口）については、「公益通報窓口」を当財団の顧問弁護士とした。

第5条の（調査）については、「公益通報を受けた事項に関する事実関係の調査は、理事長が行うものとする」とした。

#### ⑨寄付金等取扱規程の要旨

第2条の（定義等）で、当財団に関する寄付金等を「一般寄附金」、「患者負担金等支援基金寄附金」、「賛助会費」の3種類と定義した。賛助会費については「寄附金とみなす」として、寄附金と定義した。

第3条の（一般寄附金の取扱い）については、「寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用すること」とした。

第5条の（賛助会費の取扱い）についても、「寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用すること」とした。

第7条の（特別寄附金）については、条件付きの寄附金は慎重に取り扱うこととして、第2項で「寄附金について、寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない」とし、第3項で「寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない」とした。

#### ⑩基本財産管理規程の要旨

現在の当財団寄附行為には本規定に相当する内容があるが、新法人の定款にはないため、本規程で補則するものである。

第2条の（資金の運用責任者）については、「資金の運用責任者は、理事長とする」とし、「理事長は、理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる」とした。

（主な意見：審議・確認事項（3）全体を通じて）

《齋藤》 公益法人における理事の責任についての記載はあるのか。

《木村》 それは法律で定められている。

《正岡》 「寄附金等取扱規程」の第7条第2項で特別寄附金の受領には理事会の承認が必要とあるが、理事会の開催まで、寄付金をもらうのを待たなければいけないということか。

《木村》 法律上、それは事後の承認でよい。

《鈴木》 「監事監査規程」の第3条について、文言の検討を行うという話があったが、この条文は定款と同じ記述なので、この書き方でよい。代表理事、業務執行理事以外の理事は、理事会で意思決定に参加することが職務であり、対外的な職務とは異なるが、この表現であれば問題ない。

《橋本》 ボランティア連絡会がアドバイザーボードになった理由は何か。

《木村》 現法人の理事、評議員で、新法人の理事、評議員にならなかった方達等に、大所高所から財団のあり方を議論していただくのがアドバイザーボードだが、これにはボランティアとの関係も含まれる。そこで、ボランティア連絡会をここに吸収することとした。

《加藤》 この会議体の位置づけとして、もう少し前向きな内容を感じられるものとして、説明をした方がよい。

《伊藤》 そのようなことを考えると、第3条第2項の並べ方は変えた方がよいのではないか。

《鈴木》 ボードメンバーの人選にあたっては、消極的な印象を持たれないようにしたい。

《小寺》 優れた方を選ぶということで、どここの代表だからという理由で選ぶのは止めた方がよい。

《橋本》 代理出席はできないということ、どこかで表現しておきたい。

《加藤》 「評議員会運営規則」の第4条第3項に「次の場合には、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することかぎできる」とあるが、この条文はあった方がよいのか。

《鈴木》 こういった法人には一般的な規程である。招集権者は理事長であるが、評議員の招集請求を受けても開催しない場合は、裁判所が開催の可否を判断する。

#### (4) 公益法人移行に伴う会計基準の変更（報告事項）

次の審議事項である『「患者負担金等支援基金」規程の改定について』の説明に先立ち、関連事項である表題について、木村事務局長より以下の説明が行われた。

公益財団法人の認定申請にあたり、今年度の予算書類を提出したが、その作成にあたっては、いわゆる新・新会計基準での作成が求められた。新・新会計基準では、事業全体を公益目的事業と収益事業に区分することとなり、特別会計という概念が無くなった。当財団においては、公益目的事業として普及啓発事業と連絡調整等事業が認定され、収益事業は該当なしとされた。以上から特別会計は廃止となり、患者支援基金事業は連絡調整等事業に組み入れられた。

#### (5) 「患者負担金等支援基金」規程の改定について

木村事務局長より、標題の審議事項について、以下の説明が行われた。

新・新会計基準の導入に伴い、特別会計が無くなったことから、これまで特別会計で管理を行い、一般会計への繰入れという形で基金の給付を行っていたものを、指定正味財産として管理し、指定正味財産から一般正味財産への振替えという形で給付を行うこととした。

また、審査委員会委員の任期について、理事の任期が新法人への移行をまたいで6月までとなっているので、それに合わせ「委員長の理事としての任期と同様とする」とした。

(主な意見)

《小寺》 正味財産とは何か。

《木村》 これは会計用語で、指定正味財産と一般正味財産に区分される。

《鈴木》 実態が変わるわけではなく、名称の問題だ。指定正味財産の部分で他の財産と区別して、言葉は違うが、これまで通り別のものとして管理するということだ。

## 6. 報告事項等 (敬称略)

### (1) 並行ドナー数拡大に関する検討状況について

坂田ドナーコーディネート部長より、標題の件について、以下の説明が行われた。

臓器移植対策室長より正岡理事長に検討の依頼があった件について、事務局で検討している内容の報告である。

「1. 現状」はデータの部分である。平成 22 年度の数字で見ると、国内移植患者 1 人について、コーディネートを開始したドナー数が中央値で 10 人、地区コーディネートまで進んだドナー数が中央値で 5 人、確認検査を実施したドナー数が中央値で 3 人となっている。次に初期段階でのコーディネート件数を見ると、開始が 22,701 件、ドナー理由終了が 11,075 件、患者理由終了が 2,303 件となっており、この段階で約 6 割が終了となっている。次に患者にとって、初めてドナー候補が見つかったから移植するまでの期間を見ると、1~5 人目までのドナー候補で移植できた場合の中央値は 128 日、6~10 人目のドナー候補で移植した場合は 140 日となっている。

したがって、並行ドナー数拡大の「2. 想定される効果」として、6~10 人目のドナー候補で移植する患者の約 22%について、コーディネート期間を 10 日ほど短縮できる可能性があると考えられる。

「3. 並行ドナー数拡大の方法」として、2 通りの方法について検討を行った。1 つは並行ドナー数をコーディネートの全行程にわたって 10 人にするもので、もう 1 つは、業務負担を抑えるために、初回検索のみ 10 人とし、それ以降の行程は 5 人とするものである。

全行程にわたって拡大する場合、初期行程及び確認検査行程の業務量が倍増することが想定され、それぞれを担当する初期担当、地区事務局の職員を増員する必要があるほか、調整医師等にも影響が及ぶ可能性がある。システムの対応については、比較的小規模と考えられる。また、確認検査数が増加した場合、調整医師の人数の問題もあり、この行程が遅延する可能性がある。

初回検索のみを拡大にする場合は、初期行程において業務量の倍増が想定され、職員の増員が必要となる点は同様である。確認検査行程においては、初期行程の効率化により、業務量増加の可能性が考えられる。システムの対応については、全行程での拡大に比べ、大規模になると想定している。

この 2 通りの案を勘案すると、並行ドナー数の拡大を行う場合、全行程にわたって若干拡大し、現在の 5 人を 6~7 人とすることが、相対的に影響が小さい対応であると考えられる。

「4. 総論」としたが、現状では採取数を増加させることが困難で、採取行程の期間が短縮できない状況にあり、初期行程、確認検査行程の期間を短縮しても、全体としての期間短縮の効果を創出しにくいと考えられる。

「5. その他の取組み」として、コーディネート期間短縮について、並行ドナー数拡大以



外の方法を検討した。初期行程での対応として、現状では「開始シート送付 2 週後に督促状送付、3 週後に督促電話」としているものを、「開始シート送付 1 週後にレター（早期返送の依頼）送付、2 週後に督促電話」とする案、確認検査行程以降での働きかけとして、「コーディネート実施施設について、居住地都道府県以外への移動の可否を全ドナーに伺う」、「認定施設に対して、移植実施と採取実施を同等レベルに引き上げるよう働きかけを強化」する案が出された。これらは大きな業務量の増加を伴わないため、比較的、導入が容易と考えられるが、レター送付についてはシステムを利用するため、PB対応が終わる 6 月以降でないと導入できない。

（主な意見）

- 《加藤》 対策室長が自ら提案されてきたというのは、重みのあることだと思う。並行ドナー数の拡大は、特に稀なHLA型を持った患者には有効だ。HLAの知識がある医師がいれば、色々工夫して見つけているが、現場では、なぜ 5 人までなのだろうかという話はある。コーディネート段階と採取段階でそれぞれ別の問題があり、コーディネート段階だけ早くしても、全体として早くならないという話だったが、それは個別に解決しなければならないので、方法は検討するとして、この件は早急に取り組むべきだ。
- 《齋藤》 HLAの知識があれば、少しは良いものを見つけられるという話があったが、これをソフトにしてスピードアップすることはできないのだろうか。
- 《加藤》 ソフト化はかなり難しいと思う。現在のところ、専門家が見れば迅速にアドバイスができるので、財団にHLAの専門家がいることが望ましい。
- 《小寺》 「4. 総論」は最後に持っていった方がよい。「並行ドナー数拡大に向けて積極的に検討を行っていること、拡大によって考えられる効果を書いて、しかしながら全体を通してみると、採取施設の問題等から期間短縮は容易ではない」という形でまとめたら如何か。タイトルについても「総論」ではなく、「終わりに」等がよいのでは。
- 《伊藤》 現状で対策室にペーパーを持っていくのなら、中間報告という形がよい。

## （2）平成 23 年度コーディネーターの認定・委嘱について

坂田ドナーコーディネート部長より、標題の件について、以下の説明が行われた。

コーディネーターの審査は、コーディネーターの活動実績、地区事務局からの報告、コーディネーターの自己申告書、及び小論文に基づき、小林正夫（広島大学大学院医歯薬学総合研究科小児科学教授）、大木桃代（文教大学人間科学部心理学科教授）、木村成雄（事務局長）、坂田薫代（ドナーコーディネート部長）、川原順子（ドナーコーディネート部指導研修チームリーダー）の 5 名を審査委員とする審査会議を、2 月 3 日に開催して行った。

平成 24 年 1 月 1 日現在のコーディネーター数は、活動中が 147 名、休止中が 20 名、合計で 167 名であったが、審査の結果、認定・委嘱が 141 名、当面活動は行わないが認定のみ行う者が 14 名、活動を辞退した方が 8 名、連絡が取れないため非委嘱となった方が 4 名となった。この他にコーディネーター養成研修を受け、認定のみを受けている職員が中央事務局に 18 名、地区事務局に 40 名いる。

本日の審議の結果を受け、2 月 17 日以降、結果をコーディネーターに通知する予定である。

(主な意見)

《正岡》 コーディネーターの数は6人減るといふことか。

《坂田》 そうである。地域によってコーディネーターが足りないところについては、来年度、養成研修会の実施を考えている。

### (3) 中部地区事務局の移転について

木村事務局長より、標題の件について、以下の説明が行われた。

現在、中部地区事務局は名鉄病院の好意により研究棟の一部を使用させていただいているが、老朽化等によって建替えを行うこととなったため、地区事務局の移転を行うこととなった。物件については、名古屋駅から徒歩数分の場所にある「住友生命名古屋ビル」11階とし、3月24日、25日に引越しを行うこととした。

### (4) 世界骨髄バンク機構(WMDA)の認定更新について

小瀧移植調整部長より、標題の件について、以下の説明が行われた。

JMDPは2007年にWMDAの認定を受けたが、今年は5年毎の認定更新の年にあたる。前回の認定にあたっては、当財団の「最終同意は撤回できない」とする点が問題となり、現状を何度も説明し理解を得た経緯があったが、今回も同様の点を聞いてきており、今後、議論になる可能性がある。認定更新に係る費用については、毎年払っている約70万円の登録料から出されるということであり、今回は調査書への回答後、WMDA担当者のサイトビジットが行われるが、その費用も含まれるということである。調査項目は多岐にわたっており、担当者も苦労しているところである。

(主な意見)

《小寺》 サイトビジット等の時期は決まっているのか。

《小瀧》 書類審査が5月中旬、サイトビジットが7月頃と聞いている。

### (5) システム開発の現状報告について

小瀧移植調整部長より、標題の件について、以下の説明が行われた。

現在、システムの基盤更新とPB追加開発を行っている。基盤更新は、これまで使用していたシステムを新しくするものであり、PB追加開発は新しい機能を追加するものである。基盤更新についてはほぼ終了し、旧システムと新システムを並行稼働させて、問題がないことを確認して現在に至っている。若干の課題は残っているが、収束方向にある。PBの開発についてはまさしく作業中であり、現在のところ、6月に開発が終了し稼働する予定である。

本日の資料にはないが、この新コーディネートシステムを安全なビルに移す、データセンター移設についても、今月中に移設先を決定する予定である。

(主な意見)

《正岡》 PBはどのくらい実施されているのか。

《小瀧》 移植実施が2例、予定が2例である。今のところ、コーディネート期間は76～88日

前後で、非常に早く進んでいる。確認検査に進んだ方のデータは手元にはないが、骨髄提供経験ありの条件を撤廃した後、かなり増えている。

#### (6) 調整医師の新規申請・承認の報告

坂田ドナーコーディネーター部長より、標題の件について、3名の新規承認を進めている旨の説明が行われた。

#### (7) 募金報告

大久保広報渉外部長より、標題の件について、以下の説明が行われた。

平成24年1月については件数で714件、前年同月比でマイナス73件、金額で約880万円、前年同月比114万円のプラスであった。累計で見ると、件数は前年同月比95.9%、金額は前年同月比93.3%となっている。

(主な意見)

《正岡》 23年度通年ではどのくらいの金額になるのか。

《大久保》 1億7千万円程度を見込んでいる。

#### (8) 患者登録後のコーディネーター状況について

小瀧移植調整部長より、標題の報告事項について、以下の説明が行われた。

この資料は、2009年に登録をした患者1,984名が2010年12月末日時点でどのような状況にあるかを示したものである。通常、移植率として報告しているものは、同一年度の新規患者登録数に対する移植件数の割合で便宜的なものであるが、これは同一患者について調べたものである。順番に見ていくと、「HLA抗原フルマッチドナー1名以上あり」が95.6%となっており、このうち92.2%がコーディネーターを開始している。コーディネーターを開始した方のうち、半数以上は移植を行っているが、登録取消になった方も25%近くいる。フルマッチ移植の他、ミスマッチ移植、海外ドナー移植も含めた移植率は6割弱で、ここ数年変わっておらず、登録取消になった方の理由の傾向にも大きな変化は見られない。(割合は全て新規登録患者数1,984名に対する数字)

### 7. 今後の予定

今後の日程について、以下のとおり開催予定であることが報告された。

第12回常任理事会	2012年3月8日(木)	17:30～	廣瀬第1ビル2階会議室
第42回通常理事会	2012年3月21日(水)	13:00～14:15	廣瀬第2ビル地下会議室
第1回業務執行会議	2012年4月19日(木)	17:30～	廣瀬第1ビル2階会議室
第2回業務執行会議	2012年5月25日(金)	17:30～	廣瀬第1ビル2階会議室
第1回定時理事会	2012年6月8日(金)	14:00～	廣瀬第2ビル地下会議室
第1回定時評議員会	2012年6月27日(水)	14:00～16:00	廣瀬第2ビル地下会議室
臨時理事会	2012年6月27日(水)	16:30～17:30	廣瀬第2ビル地下会議室